

## 厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会（第5回）

日 時 平成27年9月18日（金） 午後2時～午後3時18分

場 所 厚木商工会議所 3階 303 中会議室

出席者（出席委員数13名／委員数15名）

委 員 横田委員長、高澤副委員長、荒井委員、嶋崎委員、座間委員、竹内委員  
青木委員、大野委員、山市委員、長谷川委員、西山委員、鈴木委員、大成委員

事務局 厚木愛甲環境施設組合（事務局長、事務局次長他）

傍聴者 2名

### 1 開会

出席者数報告 委員15名中13名出席

### 2 委員長あいさつ

本日は、施設の用地面積の見直しに約1年かけて結論が出されまして、本日の会議開催となりました。この会議を実り多いものにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### 3 報 告

#### (1) 敷地面積の見直しに係る調整の経緯及び結果について

事務局

それでは、敷地面積の見直しについて、調整の経緯と結果をご報告いたします。ごみ中間処理施設の建設予定地につきましては、厚木市において地元と調整をされ、平成25年11月13日に、地元と基本協定書を締結され、厚木市環境センター北側隣接地、約1.8haを候補地として当組合に報告をいただきました。

当組合では、当該候補地を建設予定地に決定するとともに、平成26年2月26日に厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備検討委員会を発足させ、施設整備に向けた検討を始めたものでございます。

その後、4月、6月と2ヶ月に1回のペースで、施設規模や焼却方式などの検討を重ね、9月19日の第4回検討委員会におきまして、施設配置・動線計画をご検討いただきました。当該予定地につきましては、1.8haの敷地ということで、面積的に十分な余裕があるとは言えないことから、緑地率の課題や、北側隣地の日照障害の課題、工事中の資材置き場を確保できるかという課題、このほか動線の安全確保等についてはどうかという懸念もあったわけですが、改めて当検討委員会から難しい面もあると思うが、敷地拡張に関する調整をお願いしたいというご意見をいただきました。こうしたご意見を受けまして、平成26年9月30日に、当組合から、候補地選定の役割を担う厚木市に対し、敷地面積の見直しが可能か、検討の依頼をいたしました。これに対し、平成26年10月31日に、厚木市から1.8haを選定した経過も踏まえて、市として慎重に審議して回答する旨の中間報告がございました。当組合では、敷地面積が決まらず、次の検討に移れないことから、平成26年11月26日に予定しておりました第5回の検討委員会の開催を見合わせさせていただきました。本件につきましては、厚木市において1.8ha及びその隣接地について、地元との調整をされ、その後、組合並びに厚木市、愛川町、清川村を交えて協議を行い、このほど、敷地面積の方針が決まりましたので、本日、第5回の検討委員会を開催させていただいたものでございます。

次に、敷地面積がどうなったかということですが、厚木市においては、組合が投げかけました敷地面積の課題について検討されたことと併せて、東日本大震災以降、急速に高まってきた災害廃棄物の発生を見据えた対応についても、最近の国の施策・方針を踏まえて協議検討をされてこられました。さらには、拡張となる場所がもともとは神奈川県が計画していた公園区域でもありましたことから、地元の皆様のご期待も勘案し、総合的に検討をされてこられました。その結果、当初の建設予定地1.8haに加え、北側隣接地3.8haを災害廃棄物一時保管場所として確保し、日常的には3市町村の皆さんが利用できる緑地として、合計5.6haを組合が一体的に整備するという結論に達し、組合及び構成市町村の合意形成が図られたものでございます。そういうことで、中間処理施設の部分は、1.8haの範囲を基本に整備を検討することになったわけですが、昨年9月の時点から、面積的には大きく変わっておりま

せんが、5.6ha 全体の用地を当組合が取得することになりますことから、これまで課題とされてきた事項について、改善が図られてございます。

具体例を申し上げますと、北側隣接地 3.8ha を平時は緑地として利用できるように整備しますことから、緑地率の課題は解消されました。また、北側隣接地の日照阻害の課題、工事中の資材置き場を確保できるかという課題についても解消がされています。なお、一体的な整備に当たり、1.8ha の北側市道を廃道することになりますので、道路からセットバックする必要もなくなり、活用できる面積が広がることから、車両動線の安全性についても、改善が図られそうな状況となりました。

こうしたことから、事業区域 5.6ha の中にございます、中間処理施設部分 1.8ha について、改めて施設配置・動線計画の検討をお願いするものでございます。

以上、敷地面積の見直しに係る調整の経緯と結果について、報告を終わります。

委員長

施設建設で最も大切なものは、敷地が決まることです。何か御意見ございますか。

-----  
特になければ本件はこれで終わります。

案件 1 の施設配置・動線計画についてに移ります。事務局の説明をお願いいたします。

## 4 案 件

### (1) 施設配置・動線計画について

事務局

それでは、資料 1 をご覧ください。先ほどの報告にもありましたが、事業用地につきましては、当初の建設予定地を示す青の斜線部分の約 1.8ha に、北側の緑地帯を示す緑の斜線部分の約 3.8ha を加えた赤い線で囲まれた部分、合計約 5.6ha に変更となりました。また、事業用地内にある道路は、都市計画決定において廃道となることから、新施設の整備エリアにつきましては、当初の建設予定地の北側にある道路敷地を含んだもので整備するとともに、緑地帯との境界（緑の斜線と青の斜線との間）の形状につきましても、形状の基となっていた道路がなくなりますので、新施設の敷地面

積は変えずに形状を整え、無駄のない施設配置ができるよう工夫してまいります。

次に、施設配置図の説明に入る前に、約 3.8ha の緑地帯について説明いたします。緑地帯は、施設整備における緑地率の確保を担うと共に、災害廃棄物の一時保管場所としての機能を持たせます。平常時の利用方法は、今後の施設基本設計で具体的な検討をしてまいりますので、現段階では、厚木市洪水ハザードマップを参考に、緑地帯全体を相模川の堤防と同じ約 2 m の高さまで嵩上げしたものを設定しておきます。緑地帯の説明は、以上です。

次に、A案とB案の2つの施設配置について説明いたします。資料1-2から1-4までがA案、資料1-5から1-7までがB案のものとなっており、それぞれ全体図、配置図、断面図の3枚がセットになっております。前回の施設配置図を作成したあと、当組合の施設整備方針が変わっておりますので、先にA案とB案の2つに共通する内容をご説明いたします。当組合の施設整備方針の変更に伴い、熔融施設の設置を見合わせることにしたため、熔融炉をなくした分、建屋の幅を南北方向に 10m 縮小しました。これにより、空きスペースができ、次の3点が改善されました。

1点目は、前回の図面では、敷地の3辺が擁壁となっておりますでしたが、約 30 度の法面で対応できるようになり、景観や交通の安全性が向上しました。法面にした箇所は、事業用地の東側、相模川の堤防道路に隣接する部分を除く、全てでございます。2点目は、建屋のランプウェイをなくし、建屋に入る収集車が目立たなくなったことと、車両の動線が交差しなくなりました。3点目は、焼却熱を利用した高効率の発電を行うため、特別高圧の鉄塔と、そこから電力を引き込む引留鉄構（小さい鉄塔）が必要となります。大きい方の鉄塔は、電力会社の所有物のため、当初は、敷地外に設置する予定でしたが、敷地内に配置できるようになり、新施設の設備とともに監視することで、防犯対策を図ることとしました。3つの改善点は、以上です。

次に、計量機と防災調整池について説明します。計量機の場合については、車両動線を優先させ、前回の1箇所に集めたレイアウトから、建屋の両脇2箇所へ分散することといたしました。このため、空いたスペースを活用し、建屋を東西方向へ 20m 伸ばすことで、建屋内の作業場が広くなり、煙突の位置も前回より相模川に寄りました。防災調整池については、大規模な洪水も考慮し、緑地帯の整備と合わせて検討するこ

といたします。

次に、A案とB案の違いについてご説明いたしますので、資料1-3と1-6の配置図をご覧ください。A案とB案の大きな違いは、2点ございます。1点目は、敷地への出入口の位置が違うことによる、管理棟や駐車場のレイアウトの違いでございます。B案の方は、出入口が法面のため、約20mのスロープが必要となるとともに、出入口から左手に出ると、すぐに交差点があり、交通安全上の問題があります。なお、この問題を避けるためスロープを北側へ移動しようとしても、スロープと構内道路が重なってしまうため移動は不可能です。

2点目は、ごみを搬入する収集車が敷地内を走る距離でございます。図面上の赤い矢印が収集車の動線、白い矢印はその他の車両の動線となっておりますが、A案の方が走行距離が長くなっております。ただし、距離がある分、車両が集中した時の待機スペースにもなるため、B案に比べ渋滞が一般道路に及ぶリスクを回避できます。大きな違いは以上です。

資料1-4と1-7の断面図については、全体図にある、線AからA'、線①から①'、線②から②'それぞれで切った部分の断面を表したものです。施設配置のイメージとして参考にいただければと思います。

最後に、施設整備エリアについて補足させていただきます。施設整備エリアについては、作成時期の都合で前回の施設配置図の面積と同じとなっております。先ほど説明しましたが、今後、廃道部分の敷地がプラスされるため、車両が走るスペースに若干余裕を持たせることが可能となります。この点については、素案作成時には、修正したものをお出ししますのでご了承ください。以上で施設配置・動線計画について、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明について、御質問等ございましたらお出してください。

委員

1点目は、管理棟と工場棟を結ぶ動線については記載されていませんが、どのようにお考えでしょうか。2点目は、プラットホームの中心線と焼却施設の中心線がずれています。この理由は何でしょうか。3点目は、A案とB案は今後どの時点で決め

るのか。この3点についてお答えください。

事務局

管理棟と工場棟をつなぐ動線については、今後の基本設計で定めてまいります。

次に、プラットホームの中心線と焼却施設の中心線のずれにつきましては、図示したものは参考程度に示した焼却施設の位置ということで、今後詳細に検討して決定してまいります。A案とB案については、本日1つの案に絞っていただければと思います。

委員長

A案とB案の相違は出入口と車両動線ということになります。A案の車両動線は長く取れますが、これに比べてB案は短くなっているということですね。動線が短いと車両が詰まったときに施設外に車が出てしまう心配があるということですね。また、入り口については、B案は旧施設と同じさがみ縦貫道方向から出入りすることになり、A案は堤防道路側ということですね。

委員

B案には、収集車と一般車の出入口との記載がありますが、一般車はどのような車両を意味するのでしょうか。

事務局

一般車は見学者車両と管理棟に出入りする事務的な車両を意味します。現在の厚木市環境センターのように一般持ち込みを受ける考えはありませんので、一般持ち込みはありません。

委員

現環境センターは、一般の持ち込み車両の進入が可能になっています。このため、現環境センターのさがみ縦貫道付近の道路に車両が集中します。そして毎年、年末の忙しい時期に生活道路まで持ち込み車両があふれて大渋滞が発生し、施設周辺の住民は不都合を感じています。このことは、重要なこととして受け止めていただきたいと思います。配置計画を検討する際の重要な要素となると思いますので、よろしくお願いたします。

委員

厚木市といたしましても、B案では金田から堤防道路に出る要の道路に、施設に入りする車が交差することになります。また、この交差点が南北方向に目違いを起こしておりますので、渋滞や事故の懸念があり、好ましくないものと考えています。

委員

これは構内道路の設計の基本の考え方になりますが、A案は収集車の出入口から計量器までの距離長く、B案は比較的短くなっています。収集車が渋滞した場合は、A案の方が施設外に収集車が出にくいということが言えます。この面でも、A案の方が近隣に御迷惑を掛けにくいという意味で優れていると考えられます。

委員

敷地を2m嵩上げするという説明でしたが、堤防道路との段差はどの程度になるのでしょうか。

事務局

堤防道路と敷地は同じ高さになる計画です。

委員長

ほかになれば、案件(1)の施設配置・動線計画について、まとめたいと思います。本件につきましては、ただいまの協議を踏まえてA案とすることによろしいでしょうか。

「異議なし」

それでは、そのようにいたします。

次に、案件(2)焼却方式・残渣処理計画についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

## (2) 焼却方式・残渣処理計画について

事務局

それでは、焼却方式・残渣処理計画について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

はじめに、焼却方式の検討経緯ですが、当検討委員会が発足した平成26年2月時点では、焼却灰は溶融することとし、溶融により発生する残渣のうち、溶融スラグに

については、構成市町村の公共工事で活用し、その他は、組合が建設する最終処分場へ埋め立てする計画を定めておりました。このため、焼却方式は、ストーカ炉プラス電気式灰溶融炉、流動床式ガス化溶融炉、シャフト炉式ガス化溶融炉の溶融3方式の中から選択することになっておりました。その後、平成26年4月の第2回検討委員会において、循環型社会の形成を目指す国の施策や、施設整備におけるライフサイクルコストの低減から中間処理後に出る残渣は、可能な限り全量資源化することが望ましいとの意見が出ました。その背景として、主なものが2点ございます。1点目は、焼却残渣は、ごみとして最終処分場に埋め立てるよりも、民間委託により全量資源化を図った方が循環型社会に寄与すること。2点目は、焼却炉の性能向上に伴い、焼却温度がダイオキシンを分解するレベルにまで高くなり、ダイオキシン対策が十分満足していること。これらを踏まえ、検討委員会では、溶融せずに焼却灰のまま民間委託により資源化することも考慮し、ストーカ式焼却炉と流動床式焼却炉の焼却2方式を新たに加えた5方式で検討することといたしました。

2ページ目をご覧ください。次に、厚木愛甲環境施設組合の施設整備の方針について説明いたします。ごみ処理技術の進展により、全国的に多くのごみ焼却施設が焼却残渣を溶融せずに民間の資源化事業者に委託して資源化している現状を踏まえ、平成27年3月に組合の施設整備方針が変更され、溶融炉の設置を見合わせ、民間委託により焼却残渣を全量資源化することといたしました。全国的に溶融しなくなった背景については、参考資料2-1をご覧ください。焼却灰溶融炉16基不使用との見出しで始まる新聞記事でございます。詳細な説明は、省略いたしますが要約すると、国からの補助金を受けて溶融炉を設置したにもかかわらず、運用コストが高いことなどを理由に、溶融炉を使用しない自治体があることについて、会計検査院から指摘を受けたものです。現在は、灰溶融炉を設置しなくても国の交付金を受けることができるため、灰溶融炉に要する多額の建設費や維持管理費を抑える自治体が増え、全国的に溶融炉の設置事例が少なくなっております。

資料2の2ページに戻ります。施設整備の方針により溶融3方式が除外され、焼却2方式を検討することとなりました。ここから先、3番の焼却2方式の比較からが、今回の検討となります。まず、それぞれの方式の仕組みについて、簡単に説明いたし



ます。2ページの中央にあるイラストをご覧ください。左側の火格子（ストーカ式）焼却炉は、炉に投入されたごみが炉の床面にある火格子の上を徐々に移動しながら、乾燥され、燃焼して焼却灰となる仕組みです。炉の下から押込みファン（送風機）により燃焼用の空気が送られます。次に、右側の流動床式焼却炉は、炉の右側にある砂循環エレベータから炉の内部に砂を投入して、炉の下から空気を吹き込むと、砂は沸騰したお湯のように踊りだします。この状態でごみを投入すると、熱せられた砂がごみをかき混ぜるような形で燃焼します。次に、イラストの下、各焼却方式の特徴の表をご覧ください。左側のストーカ式焼却炉の特徴の1つ目は、最も歴史があり、実績に基づく安定した性能から、数多くの施設に採用されていること。2つ目は、緩慢燃焼であるため、炉に投入する焼却物を前処理する必要がないこと。3つ目は、焼却量に対して、約7%が主灰、約3%が飛灰、合計約10%の残渣が出るという特性を持っているということです。次に右側の流動床式焼却炉の特徴の1つ目は、高温の流動砂により燃焼が速く、効率の良い運転が可能な反面、ごみ質の変動による影響を受けやすいこと。このため、安定的に燃焼させるためには、炉に投入する焼却物を前処理する必要があります。前処理とは、先ほどのイラストには出ていませんが、ごみを炉に投入する前に、粗く破碎することです。2つ目は、燃焼が速いため、炉の停止も短時間でできることから、間欠運転をする施設の稼働実績が多いことです。3つ目は、焼却量に対して約7%が飛灰、約3%が主灰となり、合計約10%の残渣が出るという特性を持っているということです。なお、炉下残渣に含まれる鉄やアルミは、有価物として回収することができます。

次のページをご覧ください。それぞれの焼却方式の特徴を踏まえ、当組合の施設整備における方針及び前提条件から、評価すべき事項を表にまとめました。評価項目と、それぞれの焼却方式に対する評価を上から順にご説明いたします。なお、評価は、分かりやすいよう数値化しましたが、○が2点、△が1点、×が0点です。はじめに、周辺への環境保全・処理性能・安全性について、焼却方式により極端に差が出るものはなく、いずれの方式も実績があり信頼性に問題はないため、両方式とも評価は、○としました。次に、安定性について、流動床式は、安定的に燃焼させるために前処理を必要とするため、評価を△としました。次に、経済性について、流動床式は、前処

理で使う破砕機の刃の交換頻度が高く、砂循環装置や誘引送風機に係る消費電力が多いため、評価を△としました。次に、敷地面積 1.8ha の対応力について、両方式とも建設可能であるため、両方式とも評価は、○としました。次に、資源化事業者へのヒアリング結果より、資源化の有効性について、焼却残渣を資源化する際の障壁となる塩分は、飛灰に移行しやすいため、焼却残渣の大部分が飛灰となる流動床式は、資源化における脱塩処理の量が多くなり資源化費用が高くなるため、評価を△としました。次に、プラントメーカー数について、ストーカ式の方が、取扱いメーカーの数が多いため、流動床式の評価を△としました。次に、プラントメーカーの提案についてですが、これは、プラントメーカーへのアンケートによるもので、提案したプラントメーカー 6 社のうち、4 社がストーカ式で、流動床式の提案は、ありませんでした。なお、※印の溶融方式 2 社を除くについては、アンケートを実施した当時、当組合の施設整備方針に溶融方式が残っていたため、2 社から提案があったものです。また、ストーカ式、流動床式の両方とも取扱うプラントメーカーは、ストーカ式を提案しました。これらを踏まえ、提案がなかった流動床式は、当組合の施設整備における実現性が乏しいため、評価を×としました。

最後に、近年の採用実績について、先ほどの参考資料 2-1 の裏面、参考資料 2-2 をご覧ください。平成 25 年度の受注実績が出ておりますが、太い線で囲んだ部分を見ていただくと、入札が完了した 23 件中、22 件がストーカ式を採用しています。資料 2 の 3 ページにお戻りください。近年の採用実績は、ストーカ式の方が圧倒的に多いため、流動床式の評価を△としました。評価点数を集計した結果、ストーカ方式が 16 点、流動床式が 9 点となりました。この結果を受けまして、事務局（案）として、ストーカ方式を選択することを提案いたします。

次のページをご覧ください。4 番の残渣処理計画について、説明いたします。中間処理により発生する焼却残渣は、循環型社会を目指す当組合の方針に基づき、民間の資源化事業者を活用した全量資源化を行います。焼却残渣の資源化方法につきましては、現在のところ、セメント原料、溶融、焼成及び山元還元の 4 つの方法がございます。時間の関係上、それぞれの内容につきましては、後ほど表をご覧ください。なお、溶融につきましては、ごみ焼却施設で行う溶融と、民間の資源化事業者が行う溶融の

違いが分かるよう、それぞれの溶融スラグを展示してございますので、後ほどご覧ください。

最後に、焼却残渣の資源化におけるリスク管理について、説明いたします。焼却残渣の資源化においては、災害や資源化企業の倒産など、不測の事態にも対応できるよう、資源循環が永続するようリスク管理を行います。リスク管理は、不測の事態が同時多発することも想定して、複数の手法を設定することなども検討し、より強固なものにしてまいります。

以上で、焼却方式・残渣処理計画についての説明を終わります。

委員長

事務局説明の内容を要約すると、溶融機能を有する炉については組合の方針として見合わせる。そして、候補として残るストーカ炉と流動床炉の長所短所を点数付けして合計すると、16点对9点という結果でストーカ炉を採用したいという意向でした。

ただいまの説明に対しまして御質問等ありましたらお出しください。

委員

東京二十三区清掃一部事務組合の施設は、ストーカ炉がほとんどですが、流動床炉やガス化溶融炉も含めて19施設の焼却炉を管理しています。その中で、電気式灰溶融炉と流動床式ガス化溶融炉は、安定稼働には苦勞をしているところです。この組合がストーカ炉にしたいとの案をお出しになったことは、良い選択であると思っています。

また、施設配置・動線計画の関係では、灰をセメント工場に運び出す際に必要となるJR貨物のコンテナ運搬トラックに対応できるよう動線計画を修正されたようですので、施設完成後にはスムーズな運用ができるものと思っています。

委員長

ほかに御意見等ありますか。

-----

ほかになければ、案件（2）の焼却方式・残渣処理計画については、事務局説明のとおりとすることよろしいでしょうか。

「異議なし」

異議なしということですので、案件（2）の焼却方式・残渣処理計画については、

事務局説明のとおりといたします。

次に、案件（3）プラント設備計画についてを議題といたします。事務局の説明を願います。

### （3）プラント設備計画について

#### 事務局

プラント設備計画については、平成26年6月に開催した、第3回検討委員会において、施設に係る各種設備について検討しました。また、これに関連して、前回、平成26年9月の第4回検討委員会において、施設の建築に係る検討を行いました。今回の検討は、今まで検討した中で、課題として残っている煙突の高さについてと、約3.8haの緑地帯が加わったことによる、災害対策の機能について検討いたします。

それでは、はじめに煙突の高さについてご説明いたします。資料3をご覧ください。1番の、煙突に係る検討経緯につきましては、第3回検討委員会及び第4回検討委員会での検討における資料を抜粋したものです。第3回検討委員会での検討では、通風設備は、煙道、煙突などで構成され、処理した排ガスを外部へ放出する。煙突は、外筒を1本設置し、外筒の中に内筒を1炉につき1本設置する。第4回検討委員会での検討では、煙突は、施設の外観を考慮し、排ガスを通す内筒と内筒を囲む外筒で構成する。高さは、排ガス等の拡散を考慮する必要があるが、本計画では、航空法第51条による昼間障害標識及び航空障害灯の設置が不要な高さ59mで計画する。工場棟建屋と一体的に設置すると、敷地の有効利用が図れるほか、工場棟と煙突とを接続する煙道がなくなる。煙突の材質や構造は、安全性及びデザイン性等を勘案し、施設基本設計で検討する。煙突の高さについては、景観への配慮も重要だが、高い煙突の方が、より大きな排ガス拡散効果に期待が持てるため、今後、地元住民と協議しながら決めていきたい。ここまでが、煙突に係る検討経緯でございます。ただ今、説明の中に出てきました、煙突の内筒と外筒についてと、煙突と工場棟の一体的な設置については、資料がございます。

資料3の次にある参考資料3-1をご覧ください。2枚の写真のうち左側が独立型の例で、右側が一体型の例です。また、煙突の内筒と外筒の例は下の図のとおりです。

資料3の1ページにお戻りください。これまでの検討から、課題が2点ございます。1つ目の課題は、施設整備基本計画に記載する煙突の高さは、何mにするのか。これは、基本計画策定後に実施する環境影響評価に対し、何mの煙突で臨むのかということです。2つ目の課題は、地元住民との協議において、どのようなデータを参考にするか。これらの課題についてこれから検討いたします。2番の煙突の高さの検討でございますが、煙突の高さに係る「景観」と「排ガス拡散効果」は、図のとおり、煙突が高くなるにつれ、拡散効果は大きくなりますが、景観は、逆に悪くなってしまいう関係にあります。

次のページをご覧ください。近年稼働した施設の状況でございます。資料の一番後ろの、参考データ「近隣の施設整備状況」も合わせてご覧ください。このデータは、近隣の施設整備状況を一覧にしたもので、右に行くほど最近竣工した施設となっております。煙突の項目は、下から4番目でございます。近年、焼却技術や排ガス処理技術の発展により、煙突から出る排ガスの濃度は、法規制値を十分満足している状況にあります。このため、近年稼働した施設は、景観を優先させ、ごみ焼却施設のシンボリックな存在である煙突を必要最小限の高さに抑える傾向が見られます。また、規模の大きな施設は、焼却量に比例して排ガスも多くなりますが、高い煙突を整備しないで稼働している事例も見受けられます。これらのデータを基に、当組合の施設整備における考え方を提案いたします。新施設は、厳しい排ガス基準を目標に現施設の隣地に建設するため、基本的には、煙突の高さも現施設と同じでよいものと考えられますが、現施設が竣工した昭和62年当時と比べて、排ガス拡散調査の技術も進歩し、コンピュータによるシミュレーションなども可能となりました。このため、今後実施する環境影響評価において、最新の調査技術により排ガスの拡散調査を行い、試算した数値を参考にして煙突の高さを決定するものです。拡散調査の結果、近年の基準に対し不十分と判断した場合は、煙突を高く変更することとし、現在の施設整備基本計画の段階では、煙突の高さは59mといたします。

最後に景観への配慮でございます。煙突のデザインは、煙突をイメージさせないよう工夫するとともに、外筒の先端から見える内筒についても目立たない構造となるよう、施設基本設計において検討することとします。

次に、資料4の災害対策の機能について、ご説明いたします。新施設には、施設整備の基本方針である「防災の拠点となる施設」を踏まえ、次のような災害対策の機能を持たせます。なお、これらの機能における具体的な検討は、構成市町村の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、施設基本設計の段階で行うこととします。災害対策の主な機能は、次の4点です。1点目は、災害時の避難所機能でございます。新施設は、見学者の受入れ等で使用する部屋を活用して、災害時における避難所機能を持たせることとします。2点目は、災害備蓄倉庫でございます。災害時に必要となる備蓄品は、施設の運営維持に必要な燃料、排ガス等処理用薬剤、プラント用水等の物品のほか、避難された人に必要な飲料水、食料、薬品及び衛生品等の物品が考えられます。備蓄量及び必要となる保管庫は、避難された人及び職員の数、災害の規模、想定されるライフラインの復旧時間等を考慮して検討する必要があります。3点目は、災害時における温水や電力の供給でございます。被災後、施設内の異常や破損等を確認し、運転の継続に問題がなければ、焼却熱を利用した温水や電力の供給が可能となります。温水は、被災者が利用でき、電力も幅広く活用することが可能なことから、これらを効率よく供給するための災害時における供給設備を設置します。4点目は、災害廃棄物の効率的な処理機能でございます。災害廃棄物の処理を見込んだ焼却能力を持つとともに、施設北側の緑地帯については、災害時における災害廃棄物の一時保管場所としての機能を持たせることとします。

以上で災害対策の機能について、説明を終わります。

委員長

ただいまの説明に対して御質問等ございましたら、お出し願います。

委員

説明を要約すると、煙突の高さは59mにして環境影響評価を進める。そして、緑地帯が災害廃棄物受け入れ場所になるが、ごみ処理施設も災害に強い施設にしていくとともに、災害時には周辺住民の避難場所として整備していくということで、これに関して意見等をいただきたいということですね。

委員長

そのとおりです。

## 委員

煙突については今後、詳細な検討に入るとは思いますが、検討の参考になるよう意見を述べます。煙突は確かに目立つので、内筒を外筒によって隠して目立たないようにすると地元の要望が出る場合があります。建設予定地は川に近い場所ですから、風が強いと想定されます。風が強い場合に煙突の排気が風と外筒との作用によって生ずる負圧の影響で煙突の排気が下方に引き戻される現象が発生する可能性があります。煙突デザインの際にはこの点に配慮していただくようお願いいたします。また、煙突を独立型にするか、工場棟と一体型にするかの検討の際には、関東地方の建築確認の考え方として一体型にした際には、煙突を建築物として扱い、非常エレベータや非常照明等の設置義務が出てくる場合があるようです。この部分は、建設コストに大きく影響が出る部分ですので、慎重に検討する必要があると思います。

## 委員

厚木市と地元との間で結んでいる基本協定には、その時点で考えられる最高水準の環境面や安全面に対する配慮をして事業を進めるという約束になっています。厚木市としては、施設計画にこの基本協定の趣旨を反映していただきたいと考えておりますが、この点についての組合の考えをお聞かせ願います。

## 事務局

組合としても、地元の安心安全に配慮して事業を進めることは当然のことですので、そのように進めていく考えです。

## 委員

環境アセスメント終了以降に煙突を高くすることは可能ですので、基本計画の段階では59mとして進め、環境アセスメントの結果や実施設計を進める中でその高さを検証していくという考えでよいと思います。

また、避難所としての機能ですが、全国的に廃棄物処理施設の防災拠点化という傾向が強まっています。環境省の循環型社会形成推進交付金交付要綱にも発電設備を設置すること、災害廃棄物を災害時には処理するということが及び付近住民の皆様のお役に立てるよう防災拠点化を図るという考えが記載されています。組合の考えでは更に進めて、避難所機能を持たせるということは、地元の皆様にも有利な計画であると思

います。

委員長

ほかになれば、資料3の煙突の高さについては、事務局説明のとおりとすることで、よろしいでしょうか。

「異議なし」

それでは、そのようにいたします。

次に、災害対策の機能については、事務局説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」

それでは、そのようにいたします。

4番のその他に移ります。委員の皆さんから、何かございますか。

事務局から何かございますか。

## 5 その他

事務局

2点、事務局からお知らせがあります。

1点目の本日配布の検討スケジュールについて御説明いたします。本日をもって施設整備基本計画の検討事項は全て終了いたしました。今後、事務局で施設整備基本計画の素案の作成にかかり、10月の下旬以降にこの素案を委員の皆様へ配布いたしますので皆様には、確認作業に入っていただきます。お気付きの点については、随時事務局にお知らせ願います。次の第6回検討委員会の際にお寄せいただいた御意見を反映した素案を確認していただく予定です。なお、次回の検討委員会の日程は11月19日(木)の1日のみとなっておりますが、調整が難しくこの1日のみとなりました。開催時間は10時としますが、正式には、後日、開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いたします。

第6回検討委員会終了後、素案が完成いたしましたら、組合管理者に提言します。管理者は、この提言を受けて約1ヶ月間のパブリックコメントを実施します。パブリックコメントの意見の内容に応じて必要な場合は当検討委員会を開催いたします。開催する場合は平成28年2月を予定しております。



来年度以降に環境アセスメントや基本設計に入っておりますので、さらに詳細な検討を進める必要が生じますので、この検討委員会の中に専門部会を設置する予定です。専門部会の委員の選任については、当検討委員会の条例に基づき委員長の指名によって決定いたします。

#### 委員長

ただいまの件については、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

「異議なし」

それでは、ただいまの説明のとおり、今後の検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事が終了いたしました。

閉会の言葉を副委員長よりお願いいたします。

#### 副委員長

本日は、第5回の検討委員会ということで、3つの案件について有意義な審議をいただき、ありがとうございました。また、今後の検討スケジュールのお話がありましたが、今後ともよろしく御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はこれにて閉会いたします。



◀ 第5回 ごみ中間処理施設整備検討委員会の様子 ▶